

公共工事における地場中小企業支援措置について

1. 平成21年度公共工事の上半期発注目標(80%)の達成について

本市の緊急経済対策の一環として、公共工事のスピーディかつ途切れのない発注を確実に実施するため、上半期(9月まで)の工事発注目標を定め、取り組みを行った結果、以下のとおりとなっております。

＜目標＞ 上半期に年度当初予定工事の発注率が、80%(650億円)を超えること。



《速報値》 発注率 81.0%(約656億円)

◆上半期の工事発注につきましては、目標を達成することができました。
今後も引き続き、途切れのない発注に努めてまいります。

2. 「公共工事における地場中小企業支援措置」の追加支援措置について

◆ 新たな支援措置

I. 一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大 (10月～)

地場企業の受注機会の増大を図るため、これまで、(本市に本店を有する)地場企業のみが入札に参加する範囲を、予定価格7億円未満の工事としていましたが、10億円未満に拡大します。

II. 工事の入札における最低制限価格の改定 (10月～)

受注業者の経営の安定及び下請業者の保護等の観点から、最低制限価格の改定を行います。これにより、最低制限価格の平均は約85%と推計され、2%程度の上昇が見込まれます。

III. 工事成績優良業者表彰制度の導入 (10月～)

これまで、工事成績評定点80点以上の評定を受けた業者を、「工事成績優良事業者」としてインターネットなどを通して公表していましたが、請負者のさらなる技術の向上と経営の励みとするため、表彰制度を導入し、公表に加え、市長より表彰状を授与することとします。

【問い合わせ先】

＜支援措置全般について＞	財政局技術監理部技術企画課	柳橋、諸崎	TEL 711-4903
＜新たな支援措置について＞	I、II 財政局財政部契約課	中園、山口	TEL 711-4181
	III 財政局技術監理部検査課	永島、古賀	TEL 711-1562

○「公共工事における地場中小企業支援措置」

○第1次(平成21年1月13日発表)		
①	工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度内工事の早期発注(1月13日～) ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注 ○平成21年度工事発注目標設定 上半期発注率 80%超 (平成21年4月7日)
②	分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	<ul style="list-style-type: none"> ◆発注規模による分割発注(1月13日～) ◆工種による分離発注(1月13日～)
③	設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計変更へのスピーディな対応(1月13日～) ◆工事書類の簡素化(2月1日～)
④	工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮(2月1日～) 14日以内 → 10日以内
		◆工事代金支払期限の短縮(1月13日～) 40日以内 → 20日以内
⑤	工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用(1月13日～)
○第2次(平成21年2月10日発表)		
⑥	前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進(2月10日～)
⑦	設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定(3月1日～)
○第3次(平成21年4月7日発表)		
⑧	工事契約における入札手続きの期間短縮	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(4月公告～) (標準36日→29日)
⑨	物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	◆物件移転補償費と用地費の前払金の割合の見直し(4月1日～) (現行70% → 改定80%)
○第4次(平成21年10月6日発表)		
⑩	一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大	◆一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大(10月1日～) (現行:予定価格7億円未満 → 拡大:予定価格10億円未満)
⑪	工事の入札における最低制限価格の改定	◆工事の最低制限価格の改定(10月1日～)
⑫	工事成績優良業者表彰制度の導入	◆工事成績優良業者表彰制度の導入(10月1日～)